解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

横浜市鶴見区獅子ケ谷一丁目四〇番二六号

有限会社アイ・ティー・ソリューションズ

清算人　池谷　英雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

横浜市金沢区並木二丁目二番一四―七〇三号

株式会社エフ・エー・システム

代表清算人　佐渡　修

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目九番一六号

株式会社スペリオル

代表清算人　小渡　和久

解散公告

当社は、平成二十七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

横浜市保土ケ谷区上菅田町五九五番地の二四

株式会社ルナモンドコスメティックス

代表清算人　辻本　知也

解散公告

当社は、平成二十七年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

岐阜県岐阜市山吹町六丁目三九番地キャッスルハイツ山吹町三〇四号室

特定非営利活動法人にゃんこの手

代表清算人　熊田　春美

解散公告

当社は、平成二十七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

京都府綾部市西原町懸石五二番地

大津マックス株式会社

代表清算人　達川　相珍

解散公告

当社は、平成二十七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

京都市西京区山田平尾町四三番ダイアパレスロイヤル京都・桂八〇四号室

京都マックス株式会社

代表清算人　達川　相珍

解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

大阪市淀川区西中島三丁目一二番一五号

株式会社システムエルエスアイ・センター

代表清算人　河崎　達夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

大阪府泉佐野市鶴原四丁目一〇番二〇号

鶴原都市開発株式会社

代表清算人　大山　修作

解散公告

当社は、平成二十七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

兵庫県芦屋市精道町八八番地の二

株式会社ケーティエンタープライズ

代表清算人　達川　相珍

解散公告

当社は、平成二十七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

兵庫県丹波市市島町下竹田字金津二一九番地

堺マックス株式会社

代表清算人　達川　相珍

解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

島根県浜田市熱田町五七二番地九

有限会社ライフガード

清算人　大谷　安夫

解散公告

当社は、平成二十七年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月八日

鹿児島市武岡四丁目四番一三号

ＩＭＡＭＵＲＡ合同会社

清算人　今村　清隆